

平成 23 年度事業計画及び予算（案）【船員保険事業分】

. 事業運営の基本方針

1. 協会が保険者として船員保険事業を運営するに当たっては、協会の理念（基本使命・基本コンセプト）に立脚した上で、「船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」という基本的な考え方にたって事業運営に取り組む。
2. 平成 23 年度は、加入者の皆様に信頼される事業運営を目指し、「安定的かつ健全な事業運営基盤の確立」と「加入者一人ひとりの健康増進」を事業運営の基本に据え、以下の考え方のもとに着実な事業運営に努める。

船員労働の特性に応じた事業ニーズを十分踏まえるとともに、利用者の視点に立ち、常にサービスの向上に努める。

船員保険加入者の健康増進を図るため、加入者一人ひとりの生涯を通じた健康生活支援のための総合的な取組に平成 23 年度から着手する。

船員保険協議会における十分な議論などを通じ、船員関係者のご意見を適切に反映し、信頼に応えられる事業運営に努め、P D C A（計画、実行、評価、改善）サイクルの適切な機能等を通じ、事業運営の効率化を図る。

ホームページのほかラジオ等も活用し、広報の充実を図るとともに、事業運営に関する船員保険協議会などの場での議論を迅速に公表するなど、積極的な情報開示に努める。

疾病給付費や保険料収入の動向の的確な把握を行い、予算執行管理の適正を期するとともに、中期的な財政見通しを踏まえ、保険者としての健全な財政運営に努める。

制度のご利用に当たって、加入者にご不便が生じないよう、労働基準監督署や日本年金機構等の関係機関との連携を深め、円滑な事業実施を図る。

重点事項

1. 保険運営の企画・実施

(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進

- 加入者の医療費、健診データを分析するとともに、船員保険加入者の健康・疾病状況を踏まえ、加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費の適正化のため、以下のような取組みを総合的に推進していく。

加入者や船舶所有者に対する積極的な情報提供
保健・福祉事業の効果的な推進
各種給付の迅速かつ適正な支払い 等

(2) 情報提供・広報の充実

- 加入者や船舶所有者に対する情報提供や広報については、ホームページにより、加入者の視点からわかりやすい積極的な情報提供を適切に行うとともに、ラジオ等も活用した効果的な広報のあり方を検討・実施する。
- インターネットをご利用いただけない加入者の方々を含む幅広い広報を実施するため、船員保険パンフレットを労働基準監督署や年金事務所等関係機関に配布する。
- 引き続きホームページに「船員保険マンスリー」を掲載するとともに、新たに年に一度、船員保険の運営状況等について加入者や船舶所有者等に紙媒体でのお知らせ「船員保険通信（仮称）」を行うなど、積極的かつ定期的な情報提供を行う。
- 関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等による情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施する。

(3) 健全かつ安定的な財政運営の確保

- 船員保険財政について、中期的な財政見通しを踏まえ財政運営の状況を適切に把握・検証し、医療費の適正化、業務改革、経費の削減等のための取組を強化するとともに、加入者の疾病予防、健康増進、医療の質の向上等のための取組を総合的に推進し、中長期的に安定的な財政運営を確保する。

(4) 準備金の安全確実かつ有利な管理・運用

- 船員保険の準備金については、安全確実かつ有利な管理・運用を行う。
また、運用状況については定期的に船員保険協議会において報告する。

2. 船員保険給付等の円滑な実施

(1) 保険給付の迅速かつ適正な支払い

- ・ 職務外疾病部門、職務上特別給付部門、経過措置として協会が支給することとされた職務上年金などの保険給付を迅速かつ確実に支払うとともに、必要に応じて実地調査等を実施し、給付の適正化に資する。

(2) サービス向上のための取組

- ・ 船員保険職務外給付については、サービススタンダード（申請の受付から給付金の振込みまでの期間：10営業日）の状況を適切に管理し、100%の達成率を目標に、着実に実施する。
- ・ 加入者等のご意見や苦情等を迅速にサービスの改善に結びつける。
- ・ 教育研修の実施等を通じて、加入者本位の理念について職員への一層の徹底を図るとともに、加入者等に対する接遇の向上を図るなど、加入者等の満足度を高める。
- ・ 申請書等の様式や記載要領等については、加入者等の立場からみてわかりやすく改善するとともに、手続きの簡素化を進める。

(3) 各種申請等の受付体制等の整備

- ・ 各種申請等の受付や相談等の窓口サービスについては、都道府県支部及び本部船員保険部のコールセンター機能等を活用し、効果的かつ効率的にサービスを提供するとともに、労働基準監督署や年金事務所等の関係機関との連携体制の強化を図る。

(4) 被扶養者資格の再確認

- ・ 被扶養者資格の再確認について、被扶養者に該当しなくなった者による無資格受診の防止や、加入者数に応じて負担することとなっている高齢者医療費に係る拠出金等を適正なものとするため、日本年金機構との連携の下、船舶所有者等の協力を得て、的確に行っていく。

(5) 医療費のお知らせの実施

- ・ システム面での必要な措置を講じた上で、船舶所有者を通じ加入者が利用した医療費に関する情報（医療費通知）を被保険者に提供する。

(6) レセプト点検の効果的な推進

- ・ コンピュータシステムによる抽出条件を活用した効率的なレセプト点検を行う。また、研修の充実、抽出条件等の蓄積、点検員の知識・査定事例の共有化を推進し点検技術の向上に努め、点検効果額を引き上げる。
- ・ 査定事例を集約して、より有効なコンピュータシステムによるチェックを実施する。

(7) 無資格受診等の事由による債権の発生抑制及び早期回収

- ・ 債権の発生を抑制するため、加入資格を喪失した方からの保険証回収などを強

化するとともに、発生した債権の早期回収に努める。

3. 保健・福祉事業の着実な実施

(1) 保健事業の効果的な推進

- ・ 保健事業については、船員労働の特殊性を踏まえたサービスの向上を図るよう、外部委託事業者のノウハウを活用し、健診及び保健指導を中核として、保健事業の効果的な推進を図る。
- ・ また、船員手帳健診の実施機関情報の収集等を行い、必要な地域に効果的に健診実施機関を拡大する。

(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

- ・ 特定健康診査及び特定保健指導については、外部委託事業者のノウハウを活用し、適切な広報を通じて、被扶養者への定着を進めるなど、健診受診率や保健指導の実施率の向上を図る。
- ・ 被扶養者については、健診受診案内パンフレット送付時に特定健診受診対象者名を記載した受診券を船舶所有者を通じて交付する方式を導入するとともに、健康保険と同様の契約方式に変更することにより健診実施機関を拡大し、地域の診療所等で健診が受診できるようにするなど、受診しやすい健診とする。

(3) 加入者に対する生涯にわたる健康生活支援事業のための総合的な取組の着手

- ・ 船員保険加入者一人ひとりの健康増進を図ることを目的として、平成23年度より「船員保険生涯健康生活支援事業」(仮称)を実施する。

(4) 福祉事業の着実な実施

- ・ 無線医療助言事業の運営及び洋上救急医療の援護を行うなど、船員労働の特殊性を踏まえ、福祉事業の着実な実施を図る。
- ・ 船員の海上勤務の特殊性を踏まえて、疲労回復、静養、家族との団欒の場の提供を目的とした事業を通し、加入者等の福利厚生向上を図る。

(5) 保健・福祉事業のあり方の検討

- ・ 被保険者及びその家族の健康の保持増進のために実施すべき事業、福祉の増進のために実施すべき事業を利用者のニーズに沿ったかたちで実施していくため、関係団体の協力を得ながら加入者及び船舶所有者の方々のニーズを調査する。
- ・ ニーズ調査の結果等を踏まえつつ、検討作業チームにおいて引き続き保健・福祉事業のあり方について検討を行い、定期的にその検討内容を船員保険協議会に報告する。

4 . 組織運営及び業務改革

組織運営及び業務改革等については、健康保険部門との連携及び情報共有を適切に図り、一体となって取り組むものとする。

(1) リスク管理

- ・ リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練やリスク管理委員会の開催など、リスク管理体制を整備する。

(2) 経費の削減等の推進

- ・ 職員のコスト意識を高め、競争入札や適切な在庫管理等により、経費の削減に努める。
- ・ 調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。

(3) コミュニケーションやチームワークを重視する組織運営

- ・ コミュニケーションやチームワークを大切にし、一人ひとりのスタッフが働きがいを持ち、意欲と能力を発揮できる組織文化・風土の早期確立に努める。

(4) スタッフに対する研修の積極的な実施

- ・ スタッフに対する研修の計画的・積極的な実施を通じ、組織としての専門性や業務・サービス水準の向上に努める。

(5) 適切な事業運営の実施

- ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）及び個人情報保護の徹底や、内部監査及び外部監査などを通じ、適正な事業運営に努める。

協会の運営に関する各種指標（23年度船員保険関係数値）について

【目標数値】

サービス関係指標		
サービススタンダードの遵守	船員保険職務外給付の受付から振込までの日数の目標（10営業日）の達成率	100%
	船員保険職務外給付の受付から振込までの日数	10営業日以内
保険証の交付	資格情報の取得（年金事務所からの回送）から保険証送付までの平均日数	3営業日以内
疾病任意継続被保険者の保険証の交付	資格取得申請の受付または勤務していた船舶所有者における資格喪失情報の取得（年金事務所からの回送）のいずれか遅い方から保険証送付までの平均日数	3営業日以内
お客様満足度	申請・手続き方法に対する満足度	平成23年度中に調査を実施
	職員の応接態度に対する満足度	
	電話連絡・電話照会目的の達成度	
	サービス全体としての満足度	
保健事業関係指標		
特定健診の実施	特定健康診査実施率	被保険者 47.5%、 被扶養者 61.4%
船舶所有者健診の実施	船員手帳健診のデータ取込率	20%
保健指導の実施	特定保健指導実施率	被保険者 38.6%、 被扶養者 38.6%
医療費適正化関係指標		
レセプト点検効果額	被保険者1人当たり資格点検効果額	平成22年度を上回る
	被保険者1人当たり内容点検効果額	平成22年度を上回る
	被保険者1人当たり外傷点検効果額	平成22年度を上回る

【検証指標】

事務処理誤りの防止	「事務処理誤り」発生件数
お客様の苦情・意見	苦情・意見の受付件数とその内容
業務の効率化・経費の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・船員保険給付担当職員の1人当たり給付業務処理件数 ・随意契約の割合（件数）、内訳 ・コピー用紙等の消耗品使用状況

（注）

検証指標については、目標の設定が馴染まない又は具体的な数値目標の設定が困難であるが、運営状況を数値により検証、確認することが必要と考えられる指標をまとめたものであり、運営状況を踏まえて、今後、適宜追加予定。

・事業体系

事項	内容	
保険運営の 企画・実施	船員保険協議会の 運営	船員保険協議会の運営を行う。
	保険料率の設定	必要に応じて、一般保険料率（疾病保険料率・災害保健福祉保険料率）及び介護保険料率の見直しを行う。
	財政運営	船員保険の財政運営を行う。
	運営の企画	加入者の疾病の予防や健康増進、医療費適正化や業務改革、サービス向上等に関する企画を行い、保険者としての取組みの総合的な推進を図る。
	統計	船員保険事業に関する統計を作成する。
	広報・情報発信等	広報、関係方面への情報発信や情報提供を行う。
船員保険給 付等	保険証の交付	保険証の交付や被扶養者資格の再確認等を行う。 ・被保険者数 60千人、被扶養者数 70千人
	保険給付	船員保険の保険給付を行う。 【職務外疾病給付】 ・現物給付（保険医療機関等に対しては社会保険診療報酬支払基金を通じて医療費の支払いを行う。審査手数料は114円20銭（うちオンライン請求促進分は101.40円）） ・現金給付（傷病手当金、高額療養費、出産手当金、出産育児一時金、家族出産育児一時金、療養費等） 【独自給付】 ・休業手当金、下船後の療養補償、職務上年金（上乗せ給付）、行方不明手当金等
	レセプトの点検	レセプトの資格点検・内容点検・外傷点検を行う。 ・レセプト件数：1,317千件（平成23年度見込み） ・レセプトオンライン化に対応
	債権の回収等	債権の発生を抑制するとともに、発生した債権を保全し、回収する。
	疾病任意継続被保 険者業務	疾病任意継続被保険者の資格の登録、保険料の収納等を行う。 ・疾病任意継続被保険者：4千人
	相談等	支部の窓口や本部船員保険部のコールセンター機能を活用し、各種申請等の受付や相談等を行う。
	情報提供	医療費通知（医療費に関する情報提供）等を行う。

保健・福祉事業	健診	<p>外部委託事業者への委託により健診事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者（35歳以上の者）については、生活習慣病予防健診を行い、その費用の一部を負担する。 ・被扶養者（40歳以上74歳まで）については、特定健康診査を行い、その費用の一部を負担する。 ・被保険者に対し、胃部・胸部レントゲン検査、乳がん・子宮がん検査、肝炎ウイルス検査を実施する。 <p>【目標】・特定健康診査実施率：被保険者 47.5%、 被扶養者 61.4% (船員健康証明からの情報提供：被保険者 20%)</p>
	保健指導	<p>外部委託事業者への委託により特定保健指導を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診結果に基づき保健指導（情報提供、動機付け支援、積極的支援、その他支援）を実施する。 <p>【目標】・特定保健指導実施率：被保険者 38.6%、 被扶養者 38.6%</p>
	加入者の健康支援	加入者の健康増進のための総合的な取組に着手する。
	無線医療相談事業等	無線医療助言事業や洋上救急事業等を行う。
	特別支給金等の支給	特別支給金、就学等援護費の支給を行う。
	高額医療費等の貸付	高額療養費や出産費用の貸付を行う。
	保養事業	保養施設による保養事業などを行う。
その他	保険料に係る広報等	保険料の納付に関する広報や勧奨を行う。

・ 予算

1. 予算総則

平成 2 3 事業年度における全国健康保険協会の予算総則は次のとおりとする。

(1) 収入支出予算

全国健康保険協会の平成 2 3 事業年度の収入及び支出は「収入支出予算」に掲げるとおりとする。

(2) 債務負担行為（船員保険事業に関するものに限る。）

全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令（以下「省令」という。）第 8 条の規定により債務を負担する行為をすることができるものは、次のとおりとする。

事 項	限度額(百万円)	年 限	理 由
システム経費	1	平成 2 3 年度以 降 3 か年度以内	複数年度にわたる契約等を締結 する必要があるため
賃貸借経費	1 8 2	平成 2 3 年度以 降 4 か年度以内	複数年度にわたる賃貸借契約を 締結する必要があるため
業務委託経費	0	平成 2 3 年度以 降 4 か年度以内	複数年度にわたる業務委託契約 を締結する必要があるため
事務用品等購 入経費	4	平成 2 3 年度以 降 4 か年度以内	複数年度にわたる契約等を締結 する必要があるため

(3) 流用等の制限

省令第 9 条で指定する経費は、業務経費及び一般管理費とする。

なお、健康保険勘定と船員保険勘定間における流用は行うことができないものとする。

(4) 繰越制限

省令第 1 0 条で指定する経費は、人件費及び福利厚生費とする。

平成 23 年度全国健康保険協会予算（船員保険勘定：H23.4.1～H24.3.31）（予算案）

（単位：百万円）

区 別	23' 予算案
収入	
保険料等交付金	34,414
疾病任意継続被保険者保険料	1,492
国庫補助金	2,801
国庫負担金	238
職務上年金給付費等交付金	8,245
貸付返済金収入	3
運用収入	58
寄付金	-
雑収入	65
準備金戻入	455
計	47,771
支出	
保険給付費	28,113
拠出金等	11,149
前期高齢者納付金	4,169
後期高齢者支援金	5,777
老人保健拠出金	0
退職者給付拠出金	1,203
病床転換支援金	-
介護納付金	3,268
業務経費	3,065
保険給付等業務経費	161
レセプト業務経費	25
保健事業経費	610
福祉事業経費	2,245
その他業務経費	25
一般管理費	955
人件費	383
福利厚生費	1
一般事務経費	571
貸付金	3
雑支出	79
予備費	300
準備金繰入	841
翌年度繰入	-
計	47,771

（注 1）予備費は保険給付費等の 1% を計上

（注 2）上記の係数については、今後の調整結果により変更がありえる。